

1. 目的

新型コロナウイルス特別警報Ⅱ発出に伴う、酒類の提供を行う飲食店等に対する県の営業時間短縮又は休業要請の影響を受けた市内の中小企業者（県の営業時間短縮・休業要請の対象とならない者）を支援するため、予算の範囲内で上田市飲食店等緊急支援事業交付金を支給する。

2. 支給額 1事業者につき20万円（市内に複数店舗を経営する場合でも20万円）

3. 申請受付期間 令和3年9月13日（月曜日）～11月12日（金曜日）消印有効

4. 支給対象者

◆ 業種

飲食業（テイクアウト・デリバリー専門店を除く）、卸・小売業、酒類製造業、タクシー、運転代行業、その他恒常的に飲食店に役務の提供をしている者

◆ 要件

- 市内に対面式の店舗又は事業所を有する中小企業及び個人事業主
- 県の営業時間短縮・休業要請の対象とならない者
- 卸・小売業については恒常的に飲食店に納品している者
- 「新型コロナ対策推進宣言」をする等、感染対策の徹底を図っている者
- 交付金受給後も事業継続の意思がある者

5. 申請手続き等について

【a.申請書類】

書類名	具体的記載・添付内容等	様式有無
①交付金申請書 兼 口座振替依頼書	申請者の基本情報、振込口座情報	様式1
②誓約書	誓約内容への同意署名・押印	様式2
③添付書類チェックリスト	各種添付資料の添付状況チェック	様式3
④事業者確認書類	【法人】法人事業概況説明書（直近事業年度）	—
	【個人】2020年分確定申告書第1表又は市県民税申告書の写し、本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票のうちいずれか一つ）	
⑤営業許可証等	業務に必要な許認可を受けていることを証明する書類（詳細裏面）	—
⑥取引証明書類	【卸・小売業、その他恒常的に飲食店に役務の提供をしている者のみ】令和3年4月～8月の間に市内飲食店（同一店）と2回以上の取引をしたことを証する書類の写し（受領書、納品書、契約書等）	—
⑦その他	振込口座通帳の写し（口座名義が分かる通帳の見開きページ等）	—

【b.申請書類の入手方法】

上田市ホームページからダウンロード >>>

検索 🔍 上田市飲食店等緊急支援事業交付金

※ダウンロードできない場合には、上田市役所総合案内または各地域自治センターにおいて配布しますので、お手数ですが各配布箇所にお立ち寄りください。

【c.申請書類の提出方法】 コロナ感染対策のため、原則郵送で下記宛先に提出してください。

<送付先> 〒386-0012 上田市中央4-9-1
『上田市飲食店等緊急支援事業交付金事務局』 行き

6. その他

提出書類に不備等がなければ、申請から約2週間で指定口座に交付金を入金します。また、併せて住所地宛、支給決定通知書（不支給決定の場合は不支給決定通知書）を送付します。

7. お問い合わせ先 上田市商工観光部商工課 Tel 0268-23-5395（平日8:30-17:15）

営業許可証等詳細

申請の際には各業種ごとに必要な下記書類を添付してください。

業種	添付書類
飲食業	飲食店営業許可証（旅館、仕出し屋、弁当屋は不可）又は喫茶店営業許可証の写し
酒類製造業	酒類製造免許書の写し
タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業者の許可書の写し
運転代行業	自動車運転代行業の認定証の写し
卸・小売業	営業許可証等の添付は必要ありませんが、令和3年4月～8月の間に市内飲食店（同一店）との2回以上の取引実績が分かる受領書、納品書、契約書等の書類の写しを添付してください。
その他恒常的に飲食店に役務の提供をしている者	